

第 78 回全国植樹祭基本計画作成業務委託公募型プロポーザル募集要領

1 趣旨

全国植樹祭は、昭和 25 年以来、毎年春季に（公社）国土緑化推進機構と開催都道府県の共催により開催されている国土緑化運動の中心的行事である。

令和 10 年（2028 年）に高知県で第 78 回全国植樹祭を開催するに当たり、開催理念、開催規模及び開催候補地等を定めた「第 78 回全国植樹祭基本構想（以下「基本構想」という。）を策定したところである。

本業務は、この「基本構想」に基づき、開催概要や式典計画、植樹計画等を盛り込んだ「基本計画」を策定するため、開催に係る企画案を募集し、企画・提案能力に優れた事業者を公募型プロポーザル方式により選定することを目的とする。

2 委託業務の概要

(1) 契約者

第 78 回全国植樹祭高知県実行委員会 会長 濱田 省司

(2) 業務名

第 78 回全国植樹祭基本計画作成委託業務

(3) 業務内容

別紙「第 78 回全国植樹祭基本計画作成業務委託仕様書」のとおり

(4) 契約期間

契約締結日から令和 8 年（2026 年）3 月 20 日（金）まで

(5) 委託金額の上限額

上限 5,217,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

3 スケジュール（予定）

| 項 目 | 日 程 |
|------------------------|-------------------------------|
| 募集要領の公表・配布 | 令和 7 年 9 月 9 日（火） |
| オンライン説明会申込の提出期限 | 令和 7 年 9 月 12 日（金）午前 11 時 |
| オンライン説明会 | 令和 7 年 9 月 16 日（火）午後 1 時 30 分 |
| プロポーザル等に関する質問の受付期限 | 令和 7 年 9 月 17 日（水）午後 5 時 |
| プロポーザル等に関する質問の回答期限 | 令和 7 年 9 月 24 日（水）午後 5 時 |
| 参加申込書の提出期限 | 令和 7 年 9 月 29 日（月）午後 5 時 |
| 企画提案書の受付期限 | 令和 7 年 10 月 21 日（火）午後 5 時 |
| 企画提案書のプレゼンテーション（審査を含む） | 令和 7 年 10 月 27 日（月）頃 |
| 審査結果の通知・公表 | 令和 7 年 11 月上旬頃 |
| 業務委託契約の締結 | 令和 7 年 11 月中旬頃 |
| 成果品の提出 | 令和 8 年 3 月 |

4 参加資格

参加申込書及び企画提案書（以下「参加申込書等」という。）を提出できる者は、次の各号に掲げる要件を満たしている者とする。

ただし、共同企業体により参加する場合は、下記（1）から（4）は構成するもののうちいずれかの者が満たし、さらに下記（5）から（10）までは構成する全ての者が満たしていることを要件とする。

- (1) 高知県内に本社、支社又は営業所を有する法人又は高知県内に本店又は営業所等がある法人を構成員に含む共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。
- (2) 構成員が本業務の参加者である他の共同企業体の代表者及び構成員を兼ねていないこと。
- (3) 過去 10 年間（平成 27 年度から令和 6 年度まで）に完了した同種又は類似の大会※（以下「同種大会等」という。）において、基本計画策定又は大会運営等の受託実績を有する者であること。

※同種大会：天皇・皇后両陛下御臨席の大会、類似大会：皇族御臨席の大会

- (4) 委託業務に当たり、過去 10 年間（平成 27 年度から令和 6 年度まで）に完了した同種大会等の基本計画策定又は大会運営等の業務に従事した経験を有する主任担当者及び総括責任者を配置できること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (6) 物品購入等関係に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（もしくは契約締結時まで登録が予定されている）者であること。
- (7) 高知県物品購入等関係指名停止要領に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (8) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること
- (9) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項又は第 19 条の規定に基づく破産の申立てを行った者でないこと。
- (10) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

5 説明会

(1)日時

令和7年9月16日(火)午後1時30分から約1時間を予定。

(2)場所

オンライン (Zoom)

(3)説明会 (開場：13時30分予定)

- ・高知県林業振興・環境部林業環境政策課ホームページから関係資料を印刷し手元に用意して、参加をお願いします。
 - ・説明会への参加は、説明会参加申込書(様式-1)により、令和7年9月12日(金)午前11時までに電子メールでお申込みください。
 - ・2名以上参加される場合も、1アカウントによる参加をお願いします。
 - ・共同企業体は、各構成員ごとに1アカウントで支障ありません。
 - ・オンライン参加のURLを令和7年9月12日(金)午後5時までに申込のあったメールアドレスに送信します。時間までに確認できない場合は、電話で問い合わせしてください。
 - ・オンライン説明会に参加する場合の表示名は、オンライン参加のURLを送付する際のメールで県から指定された表示名「(例)参加者NO.A-001」を利用してください。指定された表示名と異なる表示名の場合、入室はできません。
- ※上記期限までに参加申込書を提出する者がいない場合は、説明会への参加希望者がいないものとして説明会を開催しません。

6 プロポーザル等に関する質問

本プロポーザル等に関する質問がある場合は、質問書(様式-2)を提出すること。

(1)提出期間 令和7年9月17日(水)午後5時必着

(2)提出先 第78回全国植樹祭高知県実行委員会事務局

- ・メール宛先：zenkokusyokujusai@ken.pref.kochi.lg.jp
- ・メール件名：【法人名】(質問)第78回全国植樹祭基本計画作成委託業務

(3)提出方法

電子メールで提出し、送信した旨を電話で連絡すること。口頭又は電話による質問は受け付けない。

(4)回答方法

質問に対する回答は、令和7年9月24日(水)午後5時までに、高知県林業振興・環境部林業環境政策課ホームページにて公表する。

8 プロポーザルへの参加申込み

本プロポーザルへの参加を予定する場合は、下記により参加申込書等を提出すること。

(1) 提出書類

| | | |
|---|---|----|
| ① | 参加申込書兼誓約書（様式-3） | 1部 |
| ② | 会社概要（様式-4） | 1部 |
| ③ | 過去の同種又は類似大会業務の受注実績（様式-5） | 1部 |
| ④ | 主任担当者等の同種又は類似大会の業務実績（様式-6） | 1部 |
| ⑤ | 〔共同企業体の場合のみ〕 共同企業体の結成に係る協定書等の写し（任意様式。案でも可） | 1部 |
| ⑥ | 都道府県税の納税証明書 | 1部 |
| ⑦ | 消費税及び地方消費税の納税証明書 | 1部 |

※共同企業体の場合、②及び③の書類については構成企業ごとに1部提出すること。

(2) 提出期限 令和7年9月29日（月） 午後5時必着

(3) 提出方法 電子メール、郵送（書留郵便又は配達証明で送付してください。）又は持参により提出すること。なお、電子メールで提出する場合は電話により着信を確認してください。

(4) 提出先

〒780-0850 高知県高知市丸ノ内1丁目7番52号

第78回全国植樹祭高知県実行委員会事務局

（高知県林業振興・環境部林業環境政策課全国植樹祭推進室 行）

TEL：088-821-4587 FAX：088-821-4576

(5) 資格要件の確認

第78回全国植樹祭高知県実行委員会（以下「実行委員会」という。）は参加者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。参加者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和7年10月6日（月）までに参加者へ電子メールにて通知します。

(6) 資格要件を満たさなかった者に対する理由説明

- ① 参加申込書を提出した者のうち資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨及び満たさなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に書面により、実行委員会に対して資格要件を満たさなかったことについての説明を求めることができます。
- ② 実行委員会は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に書面により回答します。

8 企画提案書等の提出

企画提案書の提出は、以下に基づき行うものとする。

(1) 提出書類

| | | |
|---|----------------------------|-----|
| ① | 企画提案書（任意様式） | 10部 |
| ② | 主任担当者等の同種又は類似大会の業務実績（様式-6） | 10部 |

| | | |
|---|--------------------------|-----|
| ③ | 主任担当者等の経歴等（様式-7） | 10部 |
| ④ | 業務実施スケジュール（様式-8） | 10部 |
| ⑤ | 業務実施体制（様式-9） | 10部 |
| ⑥ | 共同企業体協定書写し（案でも可）※共同企業体のみ | 10部 |
| ⑦ | 業務受託見積書（任意様式） | 10部 |
| ⑧ | 大会概算費用見積書（任意様式） | 10部 |

※④及び⑤については、記載すべき内容が盛り込まれていれば任意様式でも可とする。

(2) 提出期限 令和7年10月21日（火）午後5時必着

(3) 提出先 上記7（4）と同じ

(4) 提出方法

電子メール、郵送（書留郵便又は配達証明で送付してください。）又は持参により提出すること。なお、電子メールで提出する場合は電話により着信を確認してください。

(5) 提出書類の記載要領

① 企画提案書（任意様式）

基本構想に基づき、次の事項に留意して作成すること。

なお、基本計画の内容については、実行委員会等で助言をいただく予定のため、変更が生じる可能性があることに留意すること。

ア 基本構想の「開催理念」及び「高知県の特色を活かした大会の基本方針」を踏まえた「高知らしい」大会とすること。

（「第78回全国植樹祭基本構想」より）

【開催理念】

- ① 災害や地球温暖化の防止に重要な役割を果たすとともに、里・川・海を潤し、私たちの暮らしを支える森林を次代へ引き継ぐよう、街や山村に住む一人ひとりが自然と共生しながら森林の役割を理解し守る行動を促していきます。
- ② 森林資源の循環利用が進んで脱炭素社会の実現に貢献していくよう、森林整備と再造林をその担い手の確保とともに推進していきます。

【基本方針】

- ① 全国植樹祭の開催を契機として、「伐って、使って、植えて、育てる」という森林資源の循環利用の意義と木の良さを普及啓発し、子どもから大人までの幅広い世代の方たちによる森林保全や緑化活動への参加と木材利用につなげる大会とします。また、「再造林推進プラン」の取組を着実に推進していきます。
- ② 高知県の豊かな自然と歴史、文化、食の魅力を全国に向けて発信するとともに、全国植樹祭に参加される方々をおもてなしの心でお迎えし、「元気で豊かな、そしてあったかい高知県」を実感いただける大会となるよう努めます。

- イ 高知県の豊かな自然や歴史・文化・食等の魅力を最大限に発信できる大会とすること。
- ウ 式典演出（プロローグ、メインアトラクション、エピローグ）について、イメージ図等を用いてわかりやすく記載すること。また、屋内会場である点を活かした演出を提案すること。
- なお、令和8年度に開催される、よさこい高知文化祭開会式における演出内容と重複感がでないよう契約後に調整をすることがある。
- エ 皇室関連行事にふさわしい厳粛で品格のある行事の構成とすること。
- オ 当日の植樹行事は式典会場である体育館内及び春野総合運動公園内敷地において、実施を予定していること。
- ・会場内（貯水池北側）で県外招待者の一部については地植え（200名程度）をすること。その他の招待者は、いこいの広場にて鉢植えへの植樹をすること。
 - ・招待者は、必ずしも全員が植樹をするものではないこと。
- 上記は現時点での想定であり、効果的な植樹対象者の選定方法・植樹方法を提案すること。提案内容によっては、地植え又は鉢植え以外の方法を含めて、より効果的な植樹方法を採用する場合があること。
- また、大会後に植樹された鉢等を都市部である高知市から県内市町村等へ配布することを踏まえた実施方法、演出を提案すること。
- カ 式典会場の立地条件や収容能力、招待者の動線や警備等を考慮しながら、大会を円滑に運営できる会場レイアウトとするとともに、招待者の安全性、快適性、衛生環境等にも配慮した効果的な会場整備計画とすること。
- キ 会場において使用する備品や仮設構造物等については、高知県産の木材をできる限り使用するとともに、開催後の活用方法についても提案すること。
- ク 招待者に高知県の良さをアピールし、関係人口の創出に繋がるよう、おもてなし・魅力発信の方策を提案すること。
- ケ 大会開催に向け、準備段階から県民の機運を醸成させる効果的なイベント・広報・宣伝に関する方策を提案すること。
- 広報・宣伝にあたっては、式典の出演者及び司会者の候補者を含めて提案をすること。
- ※ 出演者等は高知県出身・在住など高知県にゆかりがある方で、俳優、声優、タレント等の全国的な知名度があることが望ましい。
- また、式典会場の所在する地域だけでなく、県全体で機運醸成が図られるよう留意すること。
- ※ 大会テーマソングについては、企画提案書に取組案が示された場合は、企画提案全体の計画の中での役割や効果等を考慮し、実行委員会において作成の可否や実施方法について決定する。
- コ 県内の若者に森林や身近な緑への関心を高め、森林保全の大切さを知ってもらう

大会とするため、児童生徒等による苗木の育成体験を行うこととしている（苗木のスクールステイ事業）。その他県内の多様な主体の参画による大会とするため、東部、中部、西部の県民が参画しやすいイベント等の記念事業を3つ以上提案すること。

また、大会前年度（令和9年度）に県内6箇所（各林業（振興）事務所管内）で行う植樹行事について、効果的かつ経済的な実施方法を提案すること。

（記念事業と併催とすることも可。）

※植樹行事の実施場所については、実行委員会において選定を予定している。

サ 式典行事に参加できない県民等にも式典行事をリアルタイムに感じてもらえるサテライト会場を設定するとともに、サテライト会場での催しについて具体的な企画やイメージ図等によりわかりやすく表現すること。

なお、サテライト会場の設置箇所は東部、中部、西部の3カ所程度を想定しており、設置箇所については、市町村に募集を行った上で選定する。式典行事の中継については実行委員会が行い、各市町村が運営主体となる予定をしている。

また、式典の来場者が式典終了後に立ち寄る動機付けとなる工夫をする等、サテライト会場の魅力を訴求する内容とすること。

シ 植樹及び式典行事は午前中の開催を想定しており、弁当の提供は予定していない。

ス 参加者の輸送は、主としてシャトルバスを想定している。

セ シ及びスを踏まえ、パン等の軽食の提供や食品ブースの設置、近郊飲食店への案内など、参加者に高知県の食の魅力を発信できる内容とすること。

ソ 大会に係る物品や業務の手配、出演者等については、可能な限り高知県内で確保する計画とすること。

タ 可能な限り経費節減に努めるとともに、限られた予算の中で最大限の効果が期待される計画とすること。

チ 省エネ・省資源やごみの削減、グリーン購入など、可能な限りSDGsに配慮した計画とすること。

ツ 全ての参加者が安全かつ円滑に参加できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した計画とすること。

テ 地震など災害発生時の対応を盛り込んだ計画とすること。

② 主任担当者等の経歴等（様式-7）

配置予定の主任担当者等の保有資格、経歴、手持ち業務量等を記載すること。なお、配置予定者1名につき1枚に記載すること。

③ 主任担当者等の同種又は類似大会の業務実績（様式-6）

配置予定が過去に従事した同種又は類似大会の業務実績について記載すること。なお、配置予定者1名につき1枚に記載すること。

④ 業務実施スケジュール（様式-8）

企画提案書の内容を実施する場合のスケジュール、業務工程等を記載すること。

⑤ 業務実施体制（様式-9）

配置予定の主任担当者等の氏名、業務内容を記載すること。また、共同企業体による参加の場合には、構成員の業務分担を記載すること。

⑥ 共同企業体協定書写し（任意様式）

共同企業体の結成に係る協定書等の写し

⑦ 業務受託見積書（任意様式）

本委託業務を履行するための経費を算出し、見積書を提出すること。様式は特に定めがないが、項目ごとの明細等をできる限り明らかにすること。

⑧ 大会概算費用見積書（任意様式）

企画提案書に基づき大会を実施する場合の経費を算出し、見積書を提出すること。

開催経費の年度区分及び経費区分(式典会場整備費、植樹会場整備費、設営費、演出費、運営費等(宿泊・輸送に係る経費は除く))ごとの明細等をできる限り明らかにし、企画提案内容は全て見積書に記載すること。

なお、項目ごとの価格は税込み（10%）とする。

ただし、この金額は、令和8年度から令和10年度までの発注額を示すものではない。

(6) 記載留意事項

① 企画提案は、1提案者につき1提案とする（複数提案は不可）。

② 読みやすい文字の大きさとなるよう留意すること。

③ 言語は日本語、通貨は日本円、単位は計量法の法定計量単位によるものとする。

④ 用紙は原則としてA4サイズ（縦）とすること。A3サイズを使用する場合には、A4サイズに揃うように折ること。

⑤ 企画提案書はA4サイズで50ページ以内（表紙を含む）とする。なお、A3サイズを使用する場合には、A4サイズ2ページとしてカウントする。

9 プレゼンテーションの実施

(1) 日 時 令和7年10月27日（火）（詳細な時間については別途通知する。）

(2) 場 所 高知市内（詳細な場所については別途通知する。）

(3) 出席者 配置予定の主任担当者1名、総括責任者1名とし、その他2名までの出席を認める。なお、プレゼンテーションは主任担当者又は総括責任者が行うこと。

(4) 実施時間 プレゼンテーション30分以内、質疑応答10分程度。

(5) 実施方法

① 説明は企画提案書により行うこと。

なお、必要に応じて資料をプロジェクターに投影することができるが、投影資料は企画提案書の中から抜粋すること。

② プレゼンテーションの場で新たな資料の配布は認めない。

③ パソコンを使用する場合は当日持参すること。

なお、プロジェクター（HDMI 端子）及びスクリーンは事務局が用意する。

10 審査及び選定方法

詳細は別途定める「第 78 回全国植樹祭基本計画作成委託業務公募型プロポーザル審査要領」のとおり。

プレゼンテーション後、審査員が審査基準に基づき評価・採点し、その点数を合計して順位を付け、最高順位の者を最優秀提案者として選定する。なお、最高順位の点数の合計を審査員の数で除した点数が 60 点未満となる場合は、この限りではない。

また、企画提案者が 1 者のみの場合は、審査基準に基づき評価・採点した点数の合計を審査員の数で除した点数が 60 点以上あれば最優秀提案者として選定する。

11 審査基準

事項ごとに次のとおり配点する。（合計 100 点満点）

(1) 企画提案に関する事項（60 点）

基本構想の理解度（15 点）、企画提案内容（30 点）、提案内容の実現性（15 点）

(2) 業務遂行能力に関する事項（25 点）

業務経験（10 点）、業務遂行計画（スケジュール）（5 点）、組織体制（10 点）

(3) 価格に関する事項（15 点）

提案内容に基づき大会を開催する場合の大会概算費用見積価格とその費用対効果（10 点）、業務受託見積価格の妥当性・多寡（5 点）

12 審査結果

(1) 審査結果は、全ての提案者に文書で通知します。

(2) 審査経緯は公表しません。

(3) 審査結果に対する異議申立ては受け付けません。

(4) 審査結果は高知県情報公開条例に準じた開示請求があった場合には開示の対象となります。

高知県情報公開条例 [<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=15&totalCount=254&fromJsp=SrMj>]

13 契約の締結

上記 12 で、最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内で内容の変更協議を含むものとする。協議が不調のときは、上記 12 により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。

14 契約保証金

地方自治法施行令第 167 条の 16 の規定に準じた契約保証金として、契約金額の 100 分の 1 以上の金額を納付しなければならない。ただし、高知県契約規則第 40 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

15 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがあります。

- ①提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- ②審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- ③実行委員会事務局職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- ④審査結果通知までの間に、他の参加者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- ⑤プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- ⑥その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

16 その他

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 企画提案書等の提出が期限に遅れた場合、又は審査結果に影響をあたえるような不適切な行為が認められた場合は審査対象外とします。
- (3) 提出された書類は、必要に応じ複写（実行委員会内及び審査委員会での使用に限ります。）します。
- (4) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に準じた開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第 6 条第 1 項第 4 号の規定に準じて非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を様式-10 により提出してください。開示・非開示の判断は様式 - 10 に基づき行うものではなく、当該資料を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。
- (5) 上記 4 の参加資格を満たさない者が提出した企画提案書等及び虚偽の記載がなされた提案書等は、無効とします。
- (6) 企画提案書等の提出期限後は、記載された内容の変更を認めません。また、企画提案書等に記載した配置予定の主任担当者及び総括責任者は、原則として変更できません。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない事情が生じた場合は、あらかじめ事務局の了解を得た上で、同等以上の担当者に変更することができます。
- (7) 選定された提案者の企画提案書に係る著作権（著作権法第 27 条および第 28 条に規

- 定する権利を含む。)は、第78回全国植樹祭高知県実行委員会に帰属するものとします。
- (8) 選定されなかった提案者の提案書企画提案の内容については、提案者の承諾なしに利用することはありません。
 - (9) 本プロポーザルによって収集した個人情報については本業務以外には利用しません。
 - (10) 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式任意)を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをすることはありません。
 - (11) 企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とします。

17 問合せ先

〒780-0850

高知県高知市丸ノ内1丁目7番52号

(高知県林業振興・環境部林業環境政策課全国植樹祭推進室内)

第78回全国植樹祭高知県実行委員会事務局

電話：088-821-4587 電子メール：zenkokusyokujusai@ken.pref.kochi.lg.jp